

議案第95号

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年11月30日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

国民健康保険財政の適正化を図るため、国民健康保険税の税率を改定するとともに、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険税条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る資産割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

本則及び附則中「第703条の5に」を「第703条の5第1項に」に改める。

第2条第4項中「並びに」を「及び」に改める。

第5条の2第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.0」を「100分の2.4」に改める。

第7条中「8,000円」を「10,000円」に改める。

第8条中「100分の1.4」を「100分の1.6」に改める。

第9条中「12,000円」を「13,000円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条第1号ウ中「5,600円」を「7,000円」に改め、同号エ中「8,400円」を「9,100円」に改め、同条第2号ウ中「4,000円」を「5,000円」に改め、同号エ中「6,000円」を「6,500円」に改め、同条第3号ウ中「1,600円」を「2,000円」に改め、同号エ中「2,400円」を「2,600円」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「」とする」を「及び」とする」に改める。

附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る資産割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める改正規定、第2条第4項の改正規定、第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る改正規定及び第21条の2中「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「」とする」を「及び」とする」に改める規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。